

田原本町における女性職員 の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画

平成28年3月

田原本町長

田原本町議会議長

田原本町選挙管理委員会

田原本町代表監査委員

田原本町農業委員会

田原本町公平委員会

田原本町水道事業管理者

田原本町教育委員会

はじめに

田原本町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、田原本町長、田原本町議会議長、田原本町選挙管理委員会、田原本町代表監査委員、田原本町農業委員会、田原本町公平委員会、田原本町水道事業管理者及び田原本町教育委員会（以下「町長等」という。）が策定するものです。

1. 計画期間

法が平成38年3月31日までの10年間の時限立法であることから、今回、本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間（前期計画）とします。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、各特定事業主の主導の下、人事担当課を中心として、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととしています。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。）第2条に基づき、町長等の部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。当該課題分析の結果、女性職員の活躍をより一層推進するため、次のとおり目標を設定します。

《数値目標》

項 目	現 状	平成32年度 目標の数値
全職員に占める女性職員の割合	43.1% (平成27年4月1日現在)	45.0%
管理職（課長補佐級以上）にある職員に占める女性職員の割合	9.1% (平成27年4月1日現在で一般職のうち単労職・教育職を除く)	15.0%以上
係長級にある職員に占める女性職員の割合	30.2% (平成27年4月1日現在で一般職のうち単労職・教育職を除く)	35.0%以上
職員一人当たりの年次有給休暇取得日数	12.4日 (平成27年実績)	14.0日以上 (平成32年)

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組等

前述で掲げた数値目標その他の目標の達成に向けて、次に掲げる取組を実施します。

●女性職員の管理職（課長補佐級以上）・係長級の登用等

本町では、課長補佐と係長の昇任試験を実施しており、経験年数等ある一定の要件に達すると、受験資格が与えられます。昇任するに当たり、まずは受験する必要があるので、受験の勧奨に努めます。

そして、女性職員の能力・適性を踏まえた上で、管理職（課長補佐級以上）・係長級に昇任することで、より積極的に行政の政策形成・方針への関わりが持て、さらなる意欲の向上にも繋がるように図ります。

教職員については、管理職（課長補佐級）である主任への昇任試験をできる限り定期的実施し、幼稚園教育及び経営への意欲と士気の向上を図ります。

また、研修等に参加することで、個々の能力・職務経験の不足や昇進に対する不安の解消に努めます。

●いきいきと働くことができる職場環境の整備づくり

女性職員のみならず、全職員に対して仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図れる職場環境整備に取り組みます。

①業務負担の均衡化

業務負担の軽減化・均衡化を図り、特に時間外勤務が多く年次有給休暇の少ない部署に対し、適切で柔軟な人員配置や職員が互いにサポートできる体制づくりを行います。

②休暇の取得の促進

休暇の取得を促進するため、職員の休暇に対する意識改革を図るとともに、職場における休暇の取得を容易にするため、次の取組を行います。

- ・ 年次有給休暇の取得の促進
職員が健康で豊かな生活の時間を確保できるように、各所属部署においては、年間行事計画を立てた上で、一人係を作らず、正副担当者を設け業務に支障を来たさないよう計画的に年次有給休暇の取得しやすい環境づくりに努めます。
- ・ 連続休暇等の取得の促進
連続休暇になるように、ゴールデンウィーク・夏季休暇の期間や、月曜日・金曜日または休日と組み合わせた年次有給休暇の取得により、連続休暇の取得促進を図ります。また、子どもの学校行事等への参加や家庭・地域とのふれあいのための休暇等の取得の促進も図ります。
- ・ 子どもの看護のための特別休暇の取得の促進
小学校就学前の子どもの看護のための特別休暇（年間5日以内、2人以上の場合は10日以内）について、職員に周知を図るとともに職員が休暇を取得しやすい職場環境の整備づくりに努めます。
- ・ その他
配偶者の出産に伴う特別休暇（2日以内）、配偶者の産前産後期間中における育児参加のための特別休暇（5日以内）、育児休業等について周知します。

5. 進捗管理・公表

本計画を年1回、個別적으로取組の実施状況及び目標値とした項目の状況について確認を行い、その結果を踏まえて、より実行性のある取組が実施できるよう努めます。

また、法第15条第6項に基づき、年1回、ホームページなどでこの実施状況の公表を行います。